

一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づく一般廃棄物処理業許可に関し必要な事項を定め、一般廃棄物処理業許可の適正化と一般廃棄物処理業許可業者の業務指導を適正に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）及び施行規則の例によるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うこと（以下「収集運搬業」という。）をいう。
- (2) 一般廃棄物処分業 法第7条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行うこと（以下「処分業」という。）をいう。
- (3) 一般廃棄物処理業 収集運搬業、処分業のいずれか又は双方を業として行うことをいう。
- (4) 胞衣 産褥汚物及び生理汚物等をいう。
- (5) 食品循環資源 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定する食品循環資源のうち、一般廃棄物に該当するものをいう。
- (6) 植物資源 家庭、公園、街路、事業所等の草木類、竹類（以下「樹木等」という。）の剪定等によって生じた当該樹木等の幹、枝、葉等のくずであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物に該当するもののうち、市が適当と認めるリサイクル処理（堆肥化、吸着材化、土壌改良材化等）を行う施設に搬入されるものをいう。
- (7) 許可業者 一般廃棄物処理業を業として行う者で、市長の許可を受けたものをいう。

第2章 許可の基準等

(許可の範囲)

第3条 一般廃棄物処理業の許可を受けて収集運搬又は処分を行わなければならない一般廃棄物の範囲は、条例第6条第2項の規定に基づく一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物とする。ただし、胞衣、食品循環資源及び植物資源の収集運搬についてはこの限りでない。

2 前項の規定に基づく許可業務範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 市域内で実施する事業系一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うもの。
 - (2) 市域内で実施するその他一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うもののうち市長が必要と認めたもの。
 - (3) 汚泥等の液状及び泥状の廃棄物を専門に収集運搬又は処分を業として行うものについては別に定める。
- 3 松戸市が許可する期間は、毎年度4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、年度途中において新たに一般廃棄物処理業の許可をするときは、当該許可をした日から翌々年の3月31日までとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第4条 一般廃棄物収集運搬業の許可については、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 申請者が自ら業務を実施するものであること。
 - (2) 申請者は松戸市内に住所を有する個人又は営業所を有する法人であること。ただし、胞衣、食品循環資源及び植物資源を専門に事業対象物とする者を除く。
- 2 前項の他、事業を実施するため次の各号の設備・人材・施設等が確保されていること。
- (1) 収集運搬に要する車両 一般廃棄物処理計画に定める廃棄物の分別に従い燃やせるごみ、プラスチックなどのごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、資源ごみ、粗大ごみの各ごみ毎に専用車両を確保していること。
ただし、資源ごみ専用車両、粗大ごみ専用車両及び陶磁器・ガラスなどのごみ専用車両については兼用を認める。
 - (2) 胞衣の収集運搬に要する車両 車両の形状が保冷車であること。ただし、一般車両であっても胞衣を保冷状態で運搬することが可能な設備・器具の設置された車両の使用を認める。
 - (3) 食品循環資源及び植物資源等の収集運搬に要する車両 廃棄物が周辺に飛散しないような設備等を有する車両であること。
 - (4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に要する車両 アルミバン架装を施した車両とし、本市が指定する搬入識別標を標示した車両であること。
 - (5) 積替え保管 周囲に高さ2メートル以上の囲いが設置され、周囲に汚水を受けるための排水設備並びに汚水の地下浸透を防止するためにアスファルト舗装等が施された施設があること。なお、家電リサイクル法に指定された廃家電品の積替え保管にあつては、他の資源ごみと混在させないこと。
 - (6) 従事職員 収集運搬業の安全確保及び安定的継続を図るため、収集車両保有台数の概ね1.5倍程度の運転担当職員を確保していること。又は、申請時における顧客数、収集頻度等事業実施計画に従事職員等の業務量を明記し、安定的事業運営が営まれると市長が判断する従事職員数を確保していること。
 - (7) 事業の実施計画 一般廃棄物の安定的・継続的収集運搬を行うために必要な従事職員配置・配車・運搬計画等を具体的に明示した事業の実施計画を策定していること。
 - (8) 債務の履行 公租公課並びに直接市に支払う処理手数料等を滞納していないこと。

(一般廃棄物処分業の許可基準)

第5条 一般廃棄物処分業の許可については、次の各号によるものとする。

- (1) 中間処理 法で定める施設基準に適合する自ら運営する処理施設を保有していること。
- (2) 選別処理 一般廃棄物処理計画に基づき実施する選別処理は資源化の選別処理に限るものとし、法の施設基準に適合する自ら運営する選別施設を保有していること。
- (3) 最終処分 市域内に自ら運営する一般廃棄物最終処分場を有し、常時安定的に一般廃棄物の埋め立て処分が実施できるものであること。
- (4) 事業の実施計画 一般廃棄物の安定的・継続的処理を行うために必要な処理・処分に関する計画等を具体的に明示した事業の実施計画を策定していること。

第3章 許可申請

(一般廃棄物処理業の許可申請時期)

第6条 施行規則第10条の規定により一般廃棄物処理業の申請は、それぞれ次の各号に

定める期日までに申請書を提出しなければならない。

- (1) 新たに一般廃棄物処理業の許可を受けようとするとき 一般廃棄物処理業を開始しようとする日の3ヶ月前まで
- (2) 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとするとき 当該許可期間満了の日の1ヶ月前まで
(事業範囲の変更許可申請の時期等)

第6条の2 施行規則第11条の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請をしようとするときは、事業範囲を変更しようとする日の1か月前までに申請書を提出しなければならない。

(申請項目)

第7条 施行規則第6号様式に記載する項目のうち、業種・範囲・区域については次の各号の内から許可申請内容に併せて記載するものとする。

- (1) 業種
 - ① 一般廃棄物収集運搬業（積替え保管の有無を明示すること）
 - ② 一般廃棄物処分業
 - イ. 中間処理
 - ロ. 最終処分
- (2) 範囲 取り扱う廃棄物の範囲
 - ① 一般廃棄物（ごみ）
 - ② 一般廃棄物（し尿）
 - ③ 一般廃棄物（浄化槽汚泥）
 - ④ 一般廃棄物（胞衣に限る）
 - ⑤ 一般廃棄物（食品循環資源に限る）
 - ⑥ 一般廃棄物（植物資源に限る）
 - ⑦ 一般廃棄物（その他市長が認めるもの）
- (3) 区域
 - ① 松戸市内全域
 - ② 市内の具体的区域（大字名をもって指定する）

(一般廃棄物処理業の許可申請書類等)

第8条 施行規則第10条の規定により許可を受けようとする者は、規則第6号様式によるもののほか次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 定款の写し（申請者が法人の場合）
- (2) 登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- (3) 住民票（本籍地の記載があるもの）（法人、個人共通）
- (4) 一般廃棄物収集運搬業に係わる添付書類
 - ① 収集車両等の一覧（第1号様式）及び車検証の写し（車検証上、所有者又は使用者と許可申請者が異なる場合には、賃貸借契約等継続使用が確認できる書類を添付すること）
 - ② 収集車両等の保管場所所在地及びその案内図（保管場所が自己所有地以外の時は、申請場所の専用使用を証する書面（賃貸借契約書等）を添付すること）
 - ③ 従事職員（専従者）の名簿（第2号様式）（運転業務担当者の運転免許証の写しを

添付すること)

- ④ 事業の実施計画書（第3号様式）（1日当の作業予定量等）
 - ⑤ 収集運搬、処分等取扱料金表
 - ⑥ 積替保管場所の所在地及びその案内図、平面図、構造図等（積替え保管を行う場合）
- (5) 一般廃棄物処分業に係わる添付書類
- ① 中間処理施設の所在地及びその案内図、平面図、設置許可証の写し等
 - ② 最終処分場の所在地及びその案内図、平面図、設置許可証の写し等
 - ③ 事業の実施計画書（第3号様式）（1日当の作業予定量等）
- (6) 事業の安定、継続的实施及び能力に関する書類
- ① 貸借対照表及び損益計算書（申請者が法人のとき）
 - ② 納税証明書
 - ③ 債務保証書（連帯保証書）（第4号様式）（保証人の印鑑証明書付）
 - ④ 誓約書（第5号様式 法第7条第5項第4号に該当する役員又は政令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7各号）で定める使用人にない旨の誓約書）
 - ⑤ 講習会等の修了証等 一般廃棄物処理業者及び従事職員を対象に行う講習会等の修了証等がある場合にはその写し
- (7) その他の参考となる書類
- ① 他市町村における同様の許可証の写し
 - ② 産業廃棄物収集運搬・処分等の許可証の写し
 - ③ その他清掃業務関連許認可証の写し

（申請の審査）

第9条 市長は、施行規則第10条に規定する一般廃棄物処理業の申請書が提出された時は、速やかに審査し法、条例、施行規則及び本要綱に違反しないものであるときは、申請者に対し許可の内示をするものとする。ただし、毎年度定める一般廃棄物処理計画に基づき、既存の許可業者によって一般廃棄物の収集・運搬が継続的かつ安定的に実施される場合は、この限りでない。

2 一般廃棄物処理業の許可の内示を受けた申請者は、一般廃棄物処理業の事業開始準備を行うとともに収集車両等に別に定める塗装及び表示を施し、斜前面・斜後面から撮影したカラー写真及び一般廃棄物排出者との一般廃棄物収集運搬契約等契約先一覧表（第6号様式の1及び第6号様式2）を提出するものとする。ただし、第7条第1項第2号の取り扱う廃棄物の範囲が、し尿又は浄化槽汚泥である場合については、一般廃棄物収集運搬契約等契約先一覧表（第6号様式の1及び第6号様式2）の提出は不要とする。

3 一般廃棄物処分業の許可の内示を受けた者は前項のほか、中間処理施設・最終処分場の所在地・案内図及び全景カラー写真を併せて添付すること。

4 前各項の規定は、法第7条第1項及び第6項による、許可の新規申請者について適用するものとし、更新許可申請者は当該写真等を許可更新申請書に添付しなければならない。

第4章 許可条件等

（収集運搬車の証明）

第10条 市長は、前条の規定により許可の内示後、関係書類が提出されたもののうち許

可相当と認められる収集運搬用車両については、一般廃棄物収集運搬車証明書（第7号様式）を交付する。

- 2 前項の一般廃棄物収集運搬車証明書は収集運搬作業中及び処理施設搬入時等係員に提示を求められた時に提示しなければならない。

（収集運搬車の特例）

第11条 第9条第2項の規定のうち塗装及び表示については、胞衣、食品循環資源及び植物資源並びに市長が特に認める一般廃棄物を収集運搬する車両についてはその一部を、し尿及び浄化槽汚泥を収集運搬する車両については塗装の規定を適用しない。ただし、食品循環資源収集運搬車両については、食品循環資源を収集運搬する旨の表示をするものとする。

- 2 し尿又は浄化槽汚泥を収集運搬する車両については、収集運搬車である表示（松戸市許可第 一 号収集運搬車）をしなければならない。

（収集運搬車両の臨時運行）

第12条 許可業者のうち収集運搬業者が運行する車両に故障、車検及びイベント、年末年始等臨時に収集運搬する一般廃棄物の量が増加する等許可を受けた車両以外の車両を臨時に運行しようとするときは収集運搬車両臨時運行許可願（第8号様式）に車検証の写し及び斜前面・斜後面のカラー写真を添付し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、臨時運行車両の承認を与えたときは臨時運行車両証明書（第9号様式）を申請者に交付するとともに、臨時運行車両の証票を貸与するものとする。
- 3 前項の証明書の交付は、短期間の臨時運行車両について臨時運行車両の証票の貸与をもって証明書に代えるものとする。
- 4 臨時運行車両証明書並びに臨時運行証票の貸与を受けた申請者は収集運搬車両の所定の位置に証票を提示し運行し、運行期間が満了したときは、翌日（翌日が休日のときは最も近い市役所開庁日）中に市長に返却しなければならない。

（収集運搬許可車両の証明期間）

第13条 収集運搬許可車両の運搬車証明期間は、業の許可期間に係わらずその車両の車検満了時までとする。

- 2 車検更新による収集運搬車両証明書の期間更新は、新たに受けた車検証の写しを提出することにより、業の許可期限までの延長申請に替えることができる。

（収集運搬許可車両の廃止）

第14条 車両の老朽化、許可業の事業縮小等により収集運搬車両を廃止するときは、所定の表示を削除するとともに、収集運搬車証明書を廃止後速やかに市長に返還しなければならない。

（収集運搬許可車両の増車）

第15条 許可業者はその業務拡大等により、収集運搬許可車両が不足し1月を超えて収集運搬車を増やして運行しようとするときは、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届（第13号様式）に許可車両の増車の旨を明示し、関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

（収集運搬車両等の保管、管理）

第16条 一般廃棄物の収集運搬等に使用する車両（以下「許可車両」という。）の保管場所は松戸市域内に確保しなければならない。

- 2 許可車両の安全運行等事故を防止するため車両管理者を定めるものとする。
- 3 第1項の規定は、胞衣専門業者、食品循環資源及び植物資源収集運搬業者には適用しない。

(従事職員等)

第17条 許可申請者は、許可申請書に添付した名簿に登録した従事職員に対し、一般廃棄物処理業従事職員身分証明書(第10号様式)を交付し、一般廃棄物処理業の許可の日から10日以内に身分証明書の写しを市長に提出しなければならない。

- 2 前項の身分証明書を交付された者は、その事業に従事する際には常に携帯し、関係者の求めに応じ提示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の委託等)

第18条 許可業者が、一般廃棄物排出者から一般廃棄物の収集運搬又は処分を委託され受託しようとするときは、あらかじめ当該一般廃棄物処理業許可証を提示し、市が定める一般廃棄物処理計画(分別収集等を定める計画)に従い書面による契約書を取り交わさなければならない。また、条例第26条の規定による一般廃棄物の処理に関する届け出が未提出の排出者と契約してはならない。

- 2 許可業者は、前項の届け出が未了の者から業務の依頼がある場合には、条例第26条の規定に基づく届け出をするよう促すことができる。

- 3 第1項の契約書には、松戸市が定める一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の分別ごみごとの数量、運搬先又は処分先及び契約金額等を記載しなければならない。

(処分業許可関連施設の管理)

第19条 許可業者のうち、処分業を行う者は、一般廃棄物の適正処理を確保するため、当該許可に係わる中間処理施設又は最終処分場の出入口付近に別に定める表示を行うと共に管理事務所を設置し、一般廃棄物の受入れ等処理について管理しなければならない。

- 2 前項の管理事務所には、廃棄物関係法令等を熟知し、技術上の判断と処分業務を適正に処理できる能力を有する責任者を配置しなければならない。

第5章 処理施設搬入時の検査・報告

(収集運搬許可業者の市施設搬入時の検査)

第20条 松戸市廃棄物処理要領第8条第2項同条第3項の規定によりごみ処理施設への搬入承認願(廃棄物処理要領第6号様式又は第7号様式)を提出した廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い収集されたものであることを確認するため積み荷の検査を行うものとする。

- 2 前項の検査は、収集運搬業務に携わる者の申告によることとするが、期日を指定した検査及び臨時の検査を実施するものとする。

- 3 市長は、前項の検査により搬入しようとする廃棄物の分別等が一般廃棄物処理計画と相違していると認められるものは、その搬入を拒否し当該廃棄物を持ち帰らせるものとする。

なお、施設搬入後にその事実が明らかになったものについては、別に定める基準に従い搬入制限等を行うものとする。

(業務日誌等)

第21条 許可業者は、その事業日毎に及び契約先毎に業務日誌を備え業務の実施状況(ごみ種、発生量、搬入先・処分先)等必要事項を記載し、年度毎に閉鎖し、5年間保管

しなければならない。

2 許可業者は、前項の日誌に基づき1月ごとに集計し、翌月の10日迄に実績報告書として市長に報告しなければならない。

(市長への報告)

第22条 許可業者は、条例・施行規則及び本要綱に基づく各種報告の他、次の各号の報告をしなければならない。

(1) 収集運搬車等の関係する事故等 発生後直ちに報告しなければならない。

(2) 住民からの苦情 発生都度速やかに報告しなければならない。

(3) 第20条第3項により受入れ拒否をされた時 当該廃棄物の発生場所を明記した文書により報告しなければならない。

(4) その他許可業務の実施に関する必要な事項 随時

(委任)

第23条 この業務指導要綱の施行に関し、定めのないものについては別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の適用に際し、平成5年4月1日以前に許可を受けている許可業者のうち、収集運搬をその業務とする者で、平成7年2月28日までに許可の更新を受ける者に対しては、要綱第4条第1号及び同条第4号の規定中「確保していること」を「確保するよう努力すること」に読み替える。

3 要綱第16条の規定は平成7年1月1日から適用する。

4 要綱第18条第1項後段及び同条第2項の規定は平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。